

せんきよ どうひょうほうほう
選挙での投票方法や
 しえん
いろいろな支援について

せんきよ どうひょうほうほう しえん
これは、**選挙での投票方法や支援**について

きさい
て記載しています。

じっさい せんきよ てつづ など ふめい
実際の選挙での手続き等についてご不明

なところがあれば、**防府市選挙管理委員会**

きがる といあわ くだ
へお気軽にお問合せ下さい。

ほうふしせんきよかんりいいんかい
防府市選挙管理委員会

電話 0835-25-2174

せんきょ どうひょうほうほう 選挙の投票方法について

いっばん どうひょうほうほう 1 一般の投票方法

ゆうけんしゃ どうひょう ひと せんきょ どうひょうび まえ
有権者（投票ができる人）には、選挙の投票日の前
ほうふしせんきょかんりいいんかい ひとり いちまい どうひょうじょ
に、防府市選挙管理委員会から1人に1枚ずつの投票所
にゆうじょうけん
入場券（はがき）が送られてきます。

かくせたい どうひょうび ふつかまえ
また、各世帯に、投票日のおよそ2日前までに、
せんきょこうほう こうほしゃ こうやくなど きさい はいふ
選挙公報（候補者の公約等が記載されたもの）が配付さ
れます。

せんきょ どうひょうび にゆうじょうけん も にゆうじょうけん
選挙の投票日に、入場券を持って、入場券に
きさい どうひょうじょ どうひょう にゆうじょうけん
記載されている投票所で投票します。（入場券がな
どうひょうじょ うけつけ もう で
くても投票所の受付で申し出ていただければ
にゆうじょうけん さいはっこう
入場券の再発行をします。）

どうひょうび どうひょうじかん ごぜん じ ごご じ
投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

どうひょう せんきょ しゅるい ひとり1びょう
投票は、選挙の種類ごとに1人1票です。

どうひょうほうほう 2 いろいろな投票方法

てんじどうひょう (1)点字投票

しかく しょうがい ひと どうひょうかんりしゃ もう で
視覚に障害のある人は、投票管理者に申し出て、

てんじとうひょう

点字投票をすることができます。

とうひょうじょ てんじょうとうひょうようし てんじき ようい

投票所には、点字用投票用紙と点字器を用意してい

こうほしや しめい せいとうめいなど きさい てんじょう

ます。また、候補者の氏名、政党名等を記載した点字用の

しめいけいじなど

氏名掲示等があります。

だいいりとうひょう

(2) 代理投票

びょうき しょうがい じぶん とうひょうようし か
病気やけが、障害などにより、自分で投票用紙に書く

ひと とうひょうかんりしや もう で だいいりとうひょう
ことができない人は、投票管理者に申し出て、代理投票を

することができます。

だいいりとうひょう ほじょしやふたり とうひょう ほじょ ひとり
代理投票は、補助者2人が投票を補助します。1人の

ほじょしや だいいりとうひょう もう で せんきよにん いし かくにん
補助者が代理投票を申し出た選挙人の意思を確認し、

とうひょうようし こうほしや しめいなど きにゆう ひとり
投票用紙に候補者の氏名等を記入します。もう1人の

ほじょしや せんきよにん しじ こうほしや しめいなど
補助者は、選挙人が指示したとおりに候補者の氏名等が

きにゆう かくにん
記入されているか確認します。

だいいりとうひょう ほじょしや こうしよくせんきよほう とうひょうじょ せんきよ
代理投票の補助者は、公職選挙法で投票所の選挙

じむじゅうじしや えら き
事務従事者から選ぶことが決められています。そのためご

かぞく つきそ にんなど ほじょしや
家族や付添い人等は補助者になることはできません。なお、

もう で せんきよにん ちか
申し出ていただければ、選挙人の近くにいることができる

ようにします。

だいいりとうひょう ほじよしゃ とうひょう てっづ はい まえ
代理投票の補助者は、投票の手続きに入る前に、
せんきよにんほんにん かぞく つきそ にんなど あいだ こうほしゃ しめい
選挙人本人、ご家族や付添い人等との間で、候補者の氏名
など しじ ひつよう せんきよにんほんにん いし かくにんほうほう
等の指示に必要な選挙人本人の意思の確認方法について、
うちあわ おこな だいいりとうひょう
打合せを行い、スムーズな代理投票ができるようにしま
す。

きじつまえとうひょう (3) 期日前投票

せんきよ とうひょうびとうじつ しごと りよこう かんこんそうさい
選挙の投票日当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭
りゆう とうひょう い みこ ひと せんきよ
などの理由で投票に行けないと見込まれる人は、選挙の
こうじび こくじび よくじつ とうひょうび ぜんじつ
公示日（または、告示日）の翌日から、投票日の前日まで
あいだ きじつまえとうひょう
の間に、期日前投票をすることができます。

きじつまえとうひょうじよ かいせつばしよ にちじ とうひょうにゆうじょうけん
期日前投票所の開設場所と日時は、投票入場券（はが
き）の裏面に記載しています。

ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう (4) 郵便等による不在者投票

つぎ ひょう てちょうとう こうふ う てちょうとう きさい つぎ
次の表の手帳等の交付を受けていて、手帳等の記載が次
じこう がいとう ひと ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう
の事項に該当する人は、郵便等による不在者投票をすること

ができます。

郵便等による不在者投票をするためには、事前に申請し、
 防府市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の
 交付を受けていることが必要です。

てちょうとう しゅるい 手帳等の種類	しょうがい しゅるいとう 障害の種類等	しょうがい ていど 障害の程度
しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	りょうかし たいかんまた いどうきのうしょうがい 両下肢、体幹又は移動機能障害	きゅう 1 級または 2 級
	しんぞう ぞう こきゅうき 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 ちよくちょう しょうちょう しょうがい 直腸、小腸の障害	きゅう 1 級または 3 級
	めんえき かんぞう しょうがい 免疫、肝臓の障害	きゅう 1 級から 3 級ま で
せんしょうびょうしゃてちょう 戦傷病者手帳	りょうかし たいかん しょうがい 両下肢、体幹の障害	とくべつこうしょう 特別項症から だい 2 項症まで
	しんぞう ぞう こきゅうき 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 ちよくちょう かんぞう しょうちょう しょうがい 直腸、肝臓、小腸の障害	とくべつこうしょう 特別項症から だい 3 項症まで
かいごほけんひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証	ようかいごじょうたいくぶん ようかいご 要介護状態区分が「要介護 5」	

郵便等による不在者投票の対象者で、自分で投票用紙に
 書くことができず、手帳等の記載が次の事項に該当する人は、
 あらかじめ届け出た人（選挙権を有する人に限ります。）に

とうひょう かん きさい
投票に関する記載をしてもらうことができます。

てちょう しゅるい 手帳の種類	しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがい ていど 障害の程度
しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	じょうし しかく しょうがい 上肢、視覚の障害	きゅう 1級
せんしょうびょうしゃてちょう 戦傷病者手帳	じょうし しかく しょうがい 上肢、視覚の障害	とくべつこうしょう 特別項症から だい こうしょう 第2項症まで

(5) しがい たいざい ふざいしゃとうひょう 市外に滞在しているときの不在者投票

とうひょうびおよ きじつまえとうひょう きかん つう しがい たいざい
投票日及び期日前投票の期間を通じて市外に滞在してい
ひと たいざいさき ちか しくちょうそん ふざいしゃとうひょう
る人は、滞在先の近くにある市区町村で不在者投票をす
ることができま

たいざいさき ふざいしゃとうひょう ばあい とうひょうようし せいきゅうなど
滞在先で不在者投票をする場合、投票用紙の請求等の
てつづ じかん ひつよう ほうふしせんきよかんりいいんかい
手続きで時間が必要となりますので、防府市選挙管理委員会
はや といあわ くだ
へ早めにお問合せ下さい。

(6) にゅういん にゅうしょ しせつ ふざいしゃとうひょう 入院・入所している施設での不在者投票

とどうふけん せんきよかんりいいんかい ふざいしゃとうひょう おこな
都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことが
しせつ してい しせつ にゅういん にゅうしょ ひと
きる施設として指定した施設に入院・入所されている人は、
しせつない ふざいしゃとうひょう
その施設内で不在者投票をすることができます。

にゆういん にゆうしょ しせつ してい しせつ
入院・入所している施設が指定された施設かどうかは、
かくしせつ かくにんくだ
各施設にご確認下さい。

3 代理投票をするときの意思の確認方法について

だいいりとうひょう
代理投票をしたいときは、とうひょうかんりしゃ だいいりとうひょう
投票管理者に「代理投票をし
たい」ということをせんきょにんほんにん もう で くだ
選挙人本人が申し出て下さい。

そして、どのような方法であれば、じぶん とうひょう
自分が投票したい
こうほししゃ しめいなど しじ だいいりとうひょう
候補者の氏名等を指示することができるか、代理投票の
ほじょしゃ じぜん そうだん くだ
補助者と事前によく相談して下さい。

【指示の方法等の例】

しめいけいじ せんきょこうほうなど み こうほししゃなど しめいなど ゆびさ
○氏名掲示・選挙公報等を見て、候補者等の氏名等を指差す
ことができる。

せんきょこうほう しゃしん み ゆびさ
○選挙公報の写真を見て、指差すことができる。

こうとう こうほししゃなど しめいなど つた
○口頭で候補者等の氏名等を伝えることができる。

ほじょしゃ こうほししゃ しめいなど よ あ ゆび さ
○補助者が候補者の氏名等を読み上げたり、指で指していっ
たときに、うなずく、まばたきをする、こえ だ ひょうじょう
声を出す、表情を
か など ほうほう ほじょしゃ いしひょうじ
変える等の方法で、補助者に意思表示をすることができる。

せんきょこうほう き ぬ じさん
○選挙公報を切り抜いたものやメモを持参するなどして、

じぶん えら こうほしや しめいなど ほじよしや つた
自分が選んだ候補者の氏名等を補助者に伝えるとともに、

とうひょう いしひょうじ
投票したいという意思表示をすることができる。

4 投票所でのいろいろな支援

くるまいす とうひょうようし か ひく きさいだい
○車椅子のままで投票用紙を書けるように低い記載台を
ようい
用意しています。

ひつだん
○筆談をすることができます。

かいわ てだす
○会話の手助けをするコミュニケーションボードを用意し
ています。

こえ おと だ いしひょうじ おこな とうひょう ひみつ
○声や音を出して意思表示を行うときは、投票の秘密が
かくほ じゅうぶん はいりよ ちい こえ だ
確保されるよう十分に配慮します。(小さな声を出しにくい
ときは、事前に申し出て下さい。)

とうひょうようし とうひょうばこ い て そ
○投票用紙を投票箱に入れるときは、手を添えるなどの
しえん じぶん おこな とき もうしで くだ
支援ができます。(自分ひとりで行いたい時は申出て下さ
い。)

もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん とうひょうじょ いっしょ にゅうじょう
○盲導犬、聴導犬、介助犬は、投票所に一緒に入場でき
ます。

つ そ ひつよう ひと みまも
○付き添いが必要な人には、そばで見守ってもらうように

はいりよ
配慮します。ただし、^{とうひょう}投票^{かん}に関する^{かいじょ}介助はできません。^{かいじょ}介助

^{ひつよう}必要^{ひと}な人は、(2)の^{だいいりとうひょう}代理投票^{りよう}を利用して^{くだ}下さい。